

新潟市微小粒子状物質（PM_{2.5}）注意喚起時対応措置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、PM_{2.5}（微小粒子状物質）の注意喚起の実施について（平成25年3月8日付け環対第641号新潟県県民生活・環境部長通知）により新潟県が微小粒子状物質（以下「PM_{2.5}」という。）に係る注意喚起を実施した場合における本市の対応措置について必要な事項を定める。

（注意喚起の対象地域）

第2条 新潟県が注意喚起の実施及び解除を行う地域及び注意喚起の判断の基礎となる測定点は、別図第1に示すとおりである。

（判断基準）

第3条 次の各号に掲げる判断基準のいずれかに該当する場合は、その日のPM_{2.5}濃度の1日平均値が70マイクログラム毎立方メートルを超えることが予測されると新潟県が判断し、注意喚起が実施される。

（1）午前5時から午前7時までの3時間平均値で、1局でも85マイクログラム毎立方メートルを超えた場合

（2）午前5時から正午までの8時間平均値で、1局でも80マイクログラム毎立方メートルを超えた場合

2 注意喚起は、1日を単位として行われる。ただし、午後7時までの測定値で県内すべての測定局の1時間値が2時間連続で50マイクログラム毎立方メートル以下に改善し、1日平均値が70マイクログラム毎立方メートルを超えないと新潟県が判断した場合、注意喚起が解除される。

（注意喚起の受理及びその通知）

第4条 新潟県からの注意喚起の実施及び解除の通知は、環境対策課長が受理するものとする。

2 環境対策課長は、前項の通知を受理した場合は、別図第2に定める通知経路により関

係各課及び関係機関（以下「関係各課等」という。）に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた関係各課等の長は、直ちに当該が所管する又は関係する機関、施設又は団体に対してその旨を通知するものとする。

4 一般へ周知する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）屋外での長時間の激しい運動及び外出をできるだけ減らすこと並びに外出する場合のマスクの着用は一定の効果が期待できること。

（２）屋内における換気や窓の開閉は、必要最小限にすること。

（３）呼吸器疾患又は循環器疾患のある者、小さな子供及び高齢者は、影響を受けやすいとされているので、より慎重に行動すること。

5 関係課等の長は、第３項の規定により通知する経路を、毎年度環境対策課長に報告するものとする。

（注意喚起時における関係各課等の事務分担）

第５条 注意喚起時における関係各課等の事務分担は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同表に掲げる事務分担以外に関係各課等の判断により追加で行う措置を妨げるものではない。

（その他）

第６条 この要綱に定めるもののほか、PM_{2.5}に係る注意喚起時の対応措置に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年５月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第5条関係）

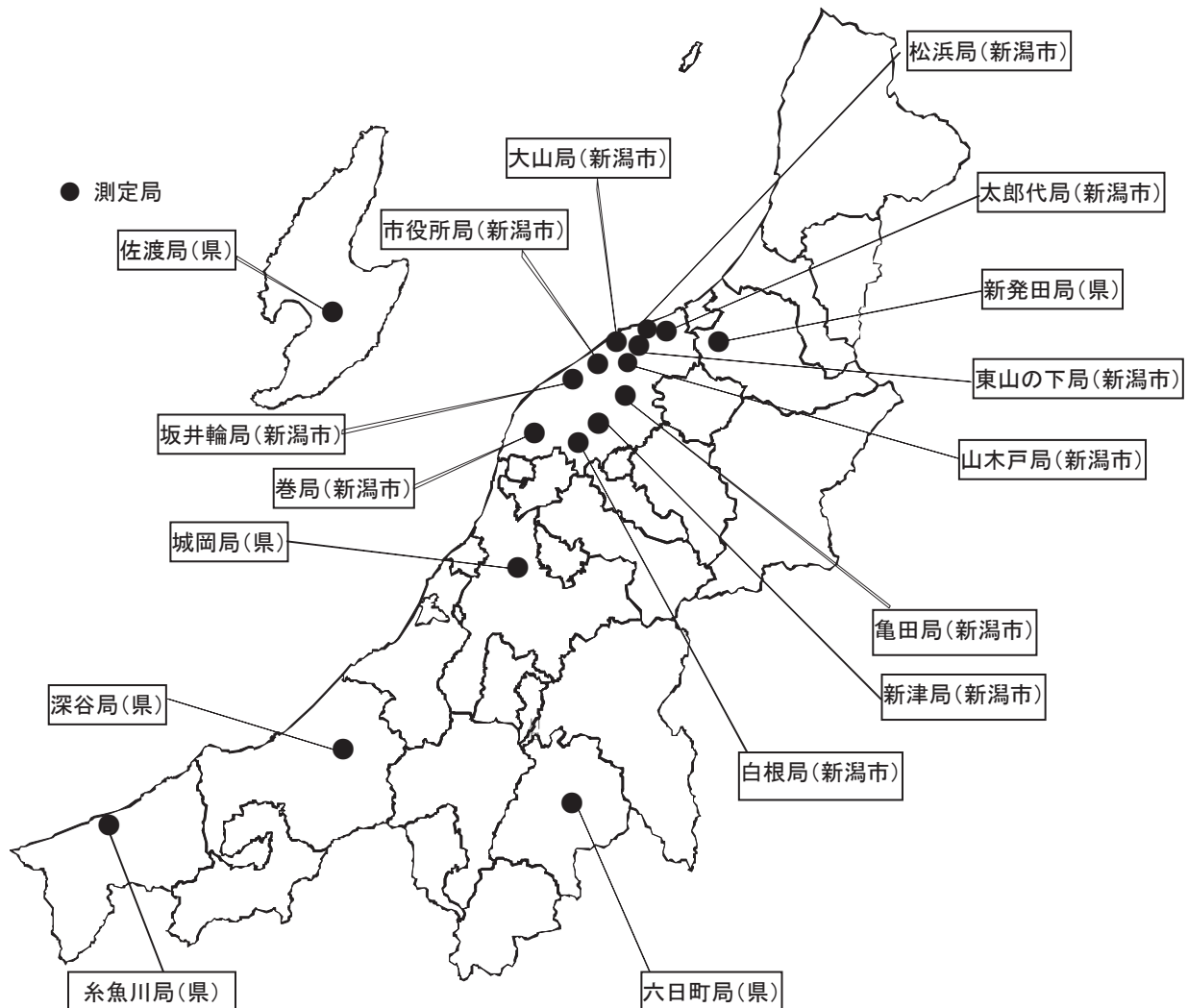
PM2. 5に係る注意喚起時における関係各課等の事務分担

関係各課等	事務
総務部 総務課	本庁舎の利用者に周知を行う。
福祉部 障がい福祉課	各区の健康福祉課が所管する福祉施設の連絡調整を行う。
高齢者支援課	各区の健康福祉課が所管する福祉施設の連絡調整を行う。
介護保険課	各区の健康福祉課が所管する福祉施設の連絡調整を行う。
こども未来部 こども政策課	各区の健康福祉課が所管する児童福祉施設の連絡調整を行う。
こども家庭課	児童福祉施設の連絡調整を行う。
幼保支援課	私立幼稚園及び各区の健康福祉課が所管する保育園等保育施設の連絡調整を行う。
児童相談所 家庭支援課	児童相談所の児童等への注意喚起を行う。
保健衛生部 地域医療推進課	新潟市医師会への連絡調整を行う。
保健所 保健管理課	健康被害の相談及び指導を行う。
環境部 環境対策課	1 関係各課等の事務の総括を行う。 2 情報の収集及び関係各課等への通知を行う。 3 前各項に掲げるもののほか、他の課等の所管に属さないことを行う。
教育委員会事務局 保健給食課	市立学校及び市立幼稚園への連絡調整を行う。
文化スポーツ部 スポーツ振興課	体育施設の連絡調整を行う。
消防局 指令課	消防署及び消防出張所への周知を行う。
政策企画部 広報課	広報に関する事務の支援等を行う。
市民生活部 広聴相談課	新潟市役所コールセンターへの連絡調整を行う。
危機管理防災局 危機対策課	1 本庁舎の利用者に周知を行う。 2 にいがた防災メール等による広報を行う。 3 その他危機事象に係る応急対応を行う。
市民病院事務局 管理課	市民病院の利用者に周知を行う。

関 係 各 課 等	事 務
区役所 区民生活課 (中央区においては窓口サービス課)	地域総務課（北区・江南区・秋葉区・南区・西蒲区），産業振興課（北区・江南区），地域課（東区・中央区・西区），健康福祉課，総務課（東区・中央区・西区），出張所および連絡所への連絡調整を行う。
区役所 地域総務課 (江南区・秋葉区・南区・西蒲区)	1 区役所の利用者に周知を行う。 2 体育施設への連絡調整を行う。
区役所 地域総務課 (北区)	区役所の利用者に周知を行う。
区役所 産業振興課 (北区・江南区)	体育施設への連絡調整を行う。
区役所 地域課 (東区・中央区・西区)	体育施設への連絡調整を行う。
区役所 健康福祉課	児童福祉施設（本庁所管分を除く），保育園等保育施設及び福祉施設（地域保健福祉センターを含む）への連絡調整を行う。
区役所 総務課 (東区・中央区・西区)	区役所の利用者に周知を行う。

別図第1（第2条関係）

測定局の配置及び注意喚起の対象地域



県内のPM_{2.5}濃度測定点（テレメータ接続局）

新潟市 11局：太郎代局，松浜局，大山局，山木戸局，亀田局，新津局，坂井輪局，巻局，東山の下局，市役所局，白根局

県 6局：新発田局，城岡局（長岡市），六日町局（南魚沼市），深谷局（上越市），佐渡局，糸魚川局

注意喚起の対象地域

県内全域

別図第2（第4条第2項関係）

P M 2 . 5 に係る注意喚起時の通知経路

